

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の制定に伴う関係規則の廃止に関する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市教育委員会  
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第22号

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の制定に伴う関係規則の廃止に関する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 京都市教職員の給与等に関する条例施行規則
- (2) 京都市教職員互助組合に関する条例施行規則
- (3) 京都市教職員の給与減額に関する規則
- (4) 学校の宿日直に関する管理規則
- (5) 京都市立小学校、中学校及び総合支援学校の教職員の勤務時間等に関する規則

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による廃止前の京都市教職員互助組合に関する条例施行規則の規定は、京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例附則第16項後段の規定により京都市教職員互助組合に関する条例の規定がなおその効力を有する間、なおその効力を有するものとする。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)